

高知県細胞検査士会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、高知県細胞検査士会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、会長が所属する施設内に置く。

(目的)

第3条 この会は、会員の細胞診断学的知識、技能の研鑽を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

(1) 臨床細胞学に関する研修会の開催

(2) その他、本会が必要と認めた事業

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 この会は、原則として高知県臨床細胞学会に属する細胞検査士によって構成する。

(会員の移動)

第6条 会員は、退会または移動があった場合、事務局に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類)

第7条 この会に、下記の役員をおく。

会長（支部長）1名、副会長2名、幹事若干名、会計監事1名

(役員を選出)

第8条 役員は、会員の中から総会において選出する

(会長・副会長)

第9条 会長および副会長は、役員の間選による

(1) 会長および副会長の任期は2年とし再任を妨げない。

(2) 会長は、この会を主宰しこれを代表する。

(3) 会長は、各都道府県細胞検査士会および高知県臨床細胞学会と緊密な連絡を保つように務める。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。

第4章 会議

(総会)

第10条 この会は、毎年1回総会を開催する。

(役員会)

第11条 役員会は、年1回以上開催し、この会に関する重要事項を協議決定する。また、会長は、重要事項の協議のため随時役員会を招集することができる。

第5章 会計

(経費)

第12条 この会の経費は、研修会参加費および寄付金をもって充当する。

会員の会費は当面徴収しないものとする。

(会計担当幹事)

第13条 会計担当は幹事の中から会長が指名し、役員会の承認を得るものとする。

(決算)

第 14 条 この会の決算は、毎会計年度終了後、会計監査を経て総会の承認を得なければならぬ。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 6 章 規約の変更

(規約の変更)

第 16 条 規約の変更は、役員会の決定によって行われ、総会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。平成 26 年 3 月 28 日一部改定

細 則

第 1 章 会 議

第 1 条 この会の総会および役員会の議事は、出席した会員（総会）または役員（役員会）の過半数の同意をもって決する。

第 2 章 事 業

第 2 条 この会が主催する事業に、非会員が参加することができる。ただし、この会の運営には参加できない。

第 3 条 この会が主催する事業の実施、運営は役員と役員会において選出した実務委員で行う。

第 3 章 会 費

第 4 条 この会の主旨に賛同し、協力する目的で特別会費（賛助会費）を納めた個人または法人を賛助会員とし、賛助会費は年額 1 口 5,000 円とする。

附 則

この細則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。